様式3-2

育児短時間勤務取扱通知書

令和　　年　　月　　日

部 課

　殿

国立大学法人島根大学長

あなたが令和　　年　　月　　日に行った育児短時間勤務の請求について，その取り扱いを下記のとおり通知します。

記

|  |
| --- |
| 1 育児短時間勤務の期間等 |
| ※請求のケースにより以下の例により記載する。・適正な請求が行われていましたので，請求どおり令和　　　年　　　月　　　日から令和　　年　　月　　日まで育児短時間勤務（週　　時間勤務）をしてください。　（勤務の日及び時間帯）月（　　：　　～　　：　　）　　火（　　：　　～　　：　　）　　　水（　　：　　～　　：　　）　　木（　　：　　～　　：　　）金（　　：　　～　　：　　）　　・請求した期日が遅かったので，開始する日を令和　　年　　月　　日にし，令和　　年　　月　　日まで育児短時間勤務（週　　時間勤務）をしてください。　（勤務の日及び時間帯）月（　　：　　～　　：　　）　　火（　　：　　～　　：　　）　　　水（　　：　　～　　：　　）　　木（　　：　　～　　：　　）金（　　：　　～　　：　　）　　・あなたが令和　　年　　月　　日にした育児短時間勤務の申出は撤回されました。　　・あなたは国立大学法人島根大学職員の育児休業等に関する規程第○条第○項第○号の規定により育児短時間勤務の対象者ではないので育児短時間勤務をすることはできません。 |
| 2育児短時間勤務の給与等の取り扱い |
| (1)　 育児短時間勤務期間中の俸給月額は，1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とします。 (2)　期末手当及び勤勉手当は，「国立大学法人島根大学職員の育児休業等に関する規程」に基づき，基準額から減額された額を支給します。（期末・勤勉手当の支給がある場合） |
| 3 その他 |
| お子さんを養育しなくなる等あなたの育児短時間勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは，なるべくその日に所属部署の担当者又は総務部人事労務課へ連絡してください。 |